

# 公害のない安全な地域環境の保全

要望先：国土交通省・環境省

県担当課：大気環境課・水環境課・河川砂防課

光化学オキシダントの濃度は上昇傾向にあり、本県の光化学スモッグ注意報発令日数も全国上位であるため、効果的な対策を講じる必要がある。また、微小粒子状物質については、県民の健康への影響が懸念されている。さらに、石綿が使用されている建築物の解体が多く見込まれることから大気中濃度の評価基準の設定などが課題となっている。

また、県内の河川水質は着実に改善されているが、一部の都市河川において高濃度のダイオキシン類による底質汚染があり、早期に対策を講じていくことが必要となっている。

## 1 光化学オキシダント対策の推進

環境省

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し効果的な対策について検討すること。

### ◆現状・課題

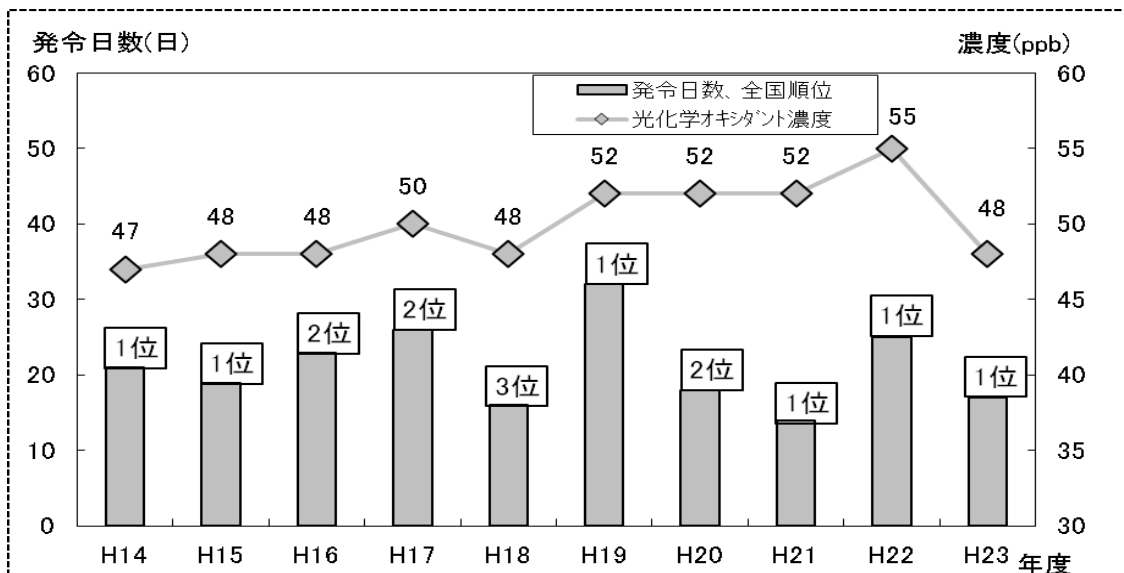
- 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにも関わらず、近年、光化学オキシダント濃度は漸増傾向にある。今後、原因を究明し効果的な対策を検討する必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- VOCの削減指導をさらに効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策の検討を行うこと。

### ◆参考：埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度

- 光化学オキシダントについては濃度が上昇傾向にあり、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は全国上位の状況にある。



○国の動向等

◇概算要求状況【環境省】

光化学オキシダント総合対策推進費 5,500万円（24年度 6,400万円）

◇制度改正等の状況

- ・ VOC・オキシダント・PM2.5対策について、今年度、専門委員会を中央環境審議会大気環境部会に設置し、検討することとしている。

2 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

環境省

微小粒子状物質（PM2.5）については健康への影響が懸念され、平成21年9月に環境基準が設定されたことから、原因物質の排出状況や大気中の生成機構を把握して効果的な対策を検討すること。

◆現状・課題

- ・ PM2.5の環境基準が平成21年9月に設定されたことから、県内のPM2.5の緊急実態調査を実施したところ、多くの地点で環境基準が非達成となることが懸念される状況にある。
- ・ また、PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構が十分に把握されていない状況にある。このため、PM2.5対策の実施に向けた検討が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策の検討を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【環境省】

微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費 1億8,500万円（24年度 2億1,600万円）

◇制度改正等の状況

- ・ VOC・オキシダント・PM2.5対策について、今年度、専門委員会を中央環境審議会大気環境部会に設置し、検討することとしている。

### 3 大気中の石綿濃度に係る評価基準等の設定

環境省

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

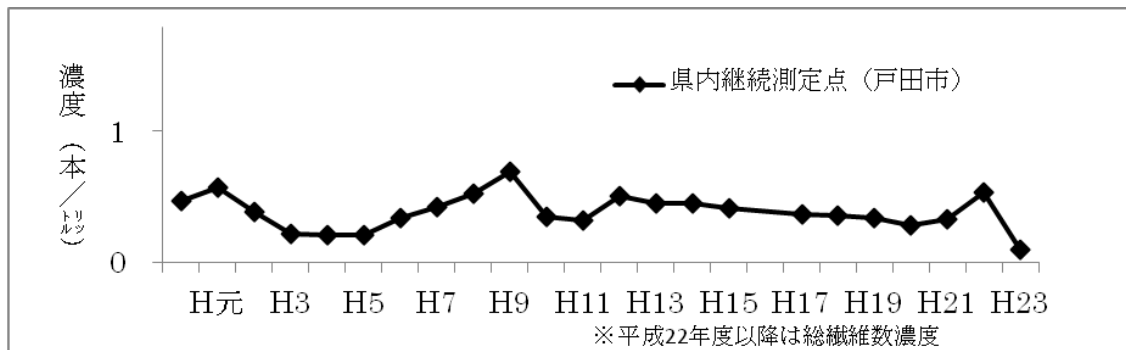
#### ◆現状・課題

- ・ 本県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考にしている状況である。
- ・ また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準が設定されていないため、事業者の協力がいない場合、指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材。

#### ○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



#### ○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
21	230	354
22	237	305
23	248	278

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

#### ○国の動向等

##### ◇制度改正等の状況

- ・ 大気汚染防止法改正の可否について中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会において検討中である。

# 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

要望先：総務省・経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：産業廃棄物指導課・資源循環推進課・下水道管理課

循環型社会の構築にあたり、再生利用よりも優先されるべき廃棄物の発生抑制、再使用を促進する制度が不十分である。さらに、廃棄物の放置事例が多数発生しており、不法投棄を未然に防止する仕組みや、放置された廃棄物をよりスムーズに撤去できる仕組みを整えていく必要がある。

## 1 廃棄物の発生抑制・再使用の促進

経済産業省・環境省

拡大生産者責任を明確にし、再生利用だけでなく、発生抑制、再使用を基本としたリターナブル容器の普及や回収率向上のためのデポジット制度の導入が進むよう容器包装リサイクル法を改正すること。また、レアメタルやレアアースといわれる有用資源確保の観点から小型電気電子機器のリサイクル制度について検討がされているが、市町村等に負担とならない回収制度とすること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの（平成 21 年度 247 万 t）、新たな最終処分場の確保は困難となっている（平成 15 年度以降の新規稼働施設なし）。
- ・ そのため、廃棄物の発生抑制・再使用への転換を進め、循環型社会を構築することが急務となっている。
- ・ また、近年の技術革新に伴い様々な分野でレアメタルやレアアースと呼ばれる資源が必要とされているが、これら有用資源の産出地は偏在していることが多く、産出国で輸出制限が実施されると入手が極めて困難となる。そこで、既に国内市場にある小型電気電子機器を都市鉱山として確保し、将来の需要に備えることが必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 再使用が可能なリターナブル容器の普及など、再使用の取組を促進するための制度の導入を検討すること。
- ・ 全国的なデポジット制度を設けるなど、回収率向上のためのインセンティブ導入を検討すること。
- ・ 国では、小型電気電子機器についてリサイクル制度の対象とすることを検討しているが、市町村等の負担とならないような回収方法を選択すること。

### ○国の動向等

#### ◇概算要求状況【環境省】

使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費

33 億 5,600 万円（24 年度 2 億 4,200 万円）

総合的な 2R（リデュース・リユース）戦略の展開を中心とした「質」に着目した循環資源の利用促進・高度化 7,000 万円（新規）

#### ◇制度改正等の状況

- ・ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 24 年 8 月 10 日成立した。

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び大気汚染防止法を改正すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破砕施設に搬入される実態がある。
- ・ 破砕施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

##### ○建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の改正

- ・ 建築物の解体工事の届出について、80平方メートル以上とする床面積の要件を見直し、届出対象となる工事の範囲の拡大を行うこと。
- ・ 解体工事の届出者に対し、対象建築物における石綿含有建材等の使用の確認及び確認結果の届出を義務づけること。
- ・ 解体工事において、石綿含有建材等に係る十分な知識を有する責任者の選任を義務づけること。

##### ○大気汚染防止法の改正

- ・ 吹付け石綿等の飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事については届出が義務付けられているが、非飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事についても、届出を義務づけること。

#### ○国の動向等

##### ◇制度改正等の状況

- ・ 大気汚染防止法改正の要否について中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会において検討中である。